

新規指定の就労系障害福祉サービスの基本報酬の区分について

就労移行支援

支援の提供を開始してから 2 年間（24 月）は、就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。ただし、支援の提供開始から 2 年目における就労定着者の割合については、支援の提供を開始した日から 1 年間において、就労移行支援を受けた後就労し、就労継続している期間が 6 月に達した者の数を当該 1 年間の利用定員で除して得た割合に応じて、基本報酬を算定しても差し支えないこととする。また、支援の提供を開始してから 2 年（24 月）経過した日の属する月から当該年度の 3 月までの就労定着者の割合については、「1 年目（1 月から 12 月）の利用定員に 100 分の 30 を乗じた数」と「支援の提供開始から 2 年目（13 月から 24 月）において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が 6 月に達した者」の合計数を 1 年目の利用定員及び 2 年目の利用定員の合計数で除して得た割合とすることができる。

就労継続支援 A 型

初年度は、評価点が 80 点以上 105 点未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。年度途中に指定された事業所については、初年度及び 2 年度は、評価点が 80 点以上 105 点未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。

就労継続支援 B 型

就労継続支援 B 型サービス費（Ⅰ）又は就労継続支援 B 型サービス費（Ⅱ）、就労継続支援 B 型サービス費（Ⅲ）の算定に当たって、新規指定の就労継続支援 B 型事業所等において初年度の 1 年間は、平均工賃月額が 10,000 円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。

年度途中に指定された事業所については、初年度及び 2 年度目の 1 年間は、平均工賃月額が 10,000 円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。ただし、支援の提供を開始してから 6 月経過した月から当該年度の 3 月までの間は、支援の提供を開始してからの 6 月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができる。この場合、7 月目に体制等に関する届出書（加算届）により基本報酬の変更を届け出なければならない。

例) 令和7年1月1日指定の場合

令和7年1月～6月の6月間の平均工賃月額実績が15,000円

6月間実績に応じて届出するなら

提出期限：令和7年7月末

算定期間：令和7年7月～令和8年3月まで

報酬区分：1万5千円以上～2万円未満

就労定着支援

指定を受けた日から1年間は、一体的に運営する就労移行支援等における過去3年間の就職者の総数のうち前月末日において就労が継続している者の数の割合から基本報酬を算定するが、支援の提供を開始した日から1年間経過した日の属する月から当該年度の3月までの就労定着率については、直近1年間の利用者の総数のうち支援の提供を開始した日から1年間経過した日の属する月の前月の末日において就労が継続している者の数の割合として報酬を算定する。この場合、13月目に体制等に関する届出書（加算届）により基本報酬の変更を届け出なければならない。

3年度目及び4年度目の就労定着率については、支援の提供を開始した日から当該年度の前年度の3月末までの利用者総数のうち、当該年度の前年度の3月末日まで就労が継続している者の割合として報酬を算定する。

例) 令和7年10月1日から支援を開始した場合の就労定着率の算出方法

・令和8年10月から令和9年3月まで

→令和7年10月から令和8年9月までの総利用者数のうち、令和8年9月末日まで就労が継続している者の割合

・令和9年4月から令和10年3月まで

→令和7年10月から令和9年3月までの総利用者数のうち、令和9年3月末日まで就労が継続している者の割合

・令和10年4月から令和11年3月まで

→令和7年10月から令和10年3月までの総利用者数のうち、令和10年3月末日まで就労が継続している者の割合

	4月1日指定	年度途中の指定
就労移行支援	<p>2年間 100分の30以上100分の40未満とみなす ※ただし、2年度目において、初年度の就労定着者の割合に応じた算定可</p> <p>3年度目 (初年度利用定員の30% + 2年度目の就労定着者) ÷ (初年度利用定員 + 2年度目の利用定員) で算定可</p>	<p>2年間 (24月) 100分の30以上100分の40未満とみなす ※ただし、2年目において、1年目の就労定着者の割合に応じた算定も可</p> <p>2年経過～当該年度の3月末まで (1年目の利用定員の30% + 2年目の就労定着者) ÷ (1年目の利用定員 + 2年目の利用定員) で算定可</p>
就労継続支援A型	初年度 80点以上105点未満とみなす	初年度及び2年度目 80点以上105点未満とみなす
就労継続支援B型	初年度 平均工賃月額10,000円未満とみなす ※ただし、支援の提供開始から6月の実績に応じた算定も可 (当該年度の3月まで)	初年度及び2年度目 平均工賃月額10,000円未満とみなす ※ただし、支援の提供開始から6月の実績に応じた算定も可 (当該年度の3月まで)
就労定着支援	<p>初年度 一体的に運営する就労移行支援等から一般就労した者の総数のうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者の割合</p> <p>2年度目 初年度の実績に応じて算定</p> <p>3年度目 初年度及び2年度までの実績に応じて算定</p>	<p>1年目 一体的に運営する就労移行支援等から一般就労した者の総数のうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者の割合</p> <p>2年目 (13月目) ～当該年度の3月末まで 支援開始の1年間の実績に応じて算定</p> <p>3年度目 支援開始日～2年度末までの実績に応じて算定</p> <p>4年度目 支援開始日～3年度末までの実績に応じて算定</p>